特定無線設備の技術基準適合証明等に関する業務規程

（平成２５年１０月１０日初版）

株式会社　認証技術支援センター

第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は、株式会社認証技術支援センター(以下「当社」という。)が電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「証明」という。)及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、もって証明及び認証(以下「証明等」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象とする無線設備）

第2条　当社が証明等を行う無線設備は、次の特定無線設備とする。

(1) 法第4条第2号又は第3号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業(法第38条の2の2第1項第1号)

(2) 特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業(法第38条の2の2第1項第2号)

(3) 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業(法第38条の2の2第1項第3号)

（業務時間）

第3条　証明等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。

9:00から18:00まで

（休日）

第4条　休日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)

(3) 12月29日から翌年1月4日まで

(4) 上記の休日以外に会社が定めた休業日

（業務を行う事務所）

第5条　証明等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。

神奈川県横浜市港北区新横浜1－2－1　ファーストビルB1

第2章　証明等業務の執行

（証明、認証業務の基本方針）

第6条　電波法の登録証明機関としての使命をよく認識し、以下に掲げるところにより証明、認証業務を執行する。

(1) 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。
(2) 審査は、法、証明等規則、設備規則、施行規則、及び関連告示等に基づき行う。
(3) 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ上で公開する。
(4) 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(証明等業務の執行体制)

第7条　証明等業務の適正な執行を期するため、社内に認証係、管理係、会計係を置く。

2 認証係は、証明員及び技術者からなり、所掌は次のとおり。
(1) 技術基準適合証明及び工事設計認証に係る審査。
(2) 委託試験場との委託試験業務に係る対応。
(3) その他の技術的事項。

3 管理係の所掌は次のとおり。
(1) 技術基準適合証明及び工事設計認証の申請に係る事務の取扱い。
(2) 業務規程第16条、第18条、第22条及び第24条の総務大臣への報告。
(3) 業務規程第35条の総務大臣への各種届出。
(4) 業務規程第36条の帳簿及び書類の保存・管理に関する事項。
(5) その他の事務的事項。

4 会計係の所掌は次のとおり。
(1) 証明等業務に係る収入及び支出等の会計業務。
(2) 会計帳簿及びその他の会計に係る書類に係る事項。
(3) 業務規程第39条の財務諸表等の管理・保存に関する事項。
(4) その他の会計業務に係る事項。

(証明員の選任及び解任)

第8条　証明員の資格は、法別表第1号に定めるところによる。

2 証明員の選任又は解任は当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。
(1) 証明員に休職を命じたとき。
(2) 証明員を解雇したとき。
(3) 証明員が退職したとき。
(4) 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
(5) 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。

3 当社代表取締役は、証明員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒をおこなうことができる。

(証明員の配置)

第9条　証明員の配置は第5条に規定する事務所の所在地とする。

(証明員の公正な職務遂行)

第10条　証明員は証明及び認証業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を遂行しなければならない。

2　当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造事業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る証明等の業務に従事させないものとする。

(秘密の保持)

第11条　役員及び証明員並びに証明等の業務に係った職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3章　技術基準適合証明の業務

(証明の申込み)

第12条　証明の申込み(「簡易な手続きによる申込み」を含む)があったときは、別表第1号の「技術基準適合証明申込時の提出書類」に定める資料、別表第2号の1及び2に掲げる書類及び申込設備の提出を求めるものとする。

2　当社は、前項に規定する証明の書類等が事務所に到達した場合は、速やかに申込を受理する(受理するとは、申込書の内容を確認し、証明のための審査を開始することを意味する)。

3　一つの申込に係る申込設備の数は、100台以下とする。

4　当社は、申込を受理したときは、見積書を発行する。

(審査)

第13条　当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員に審査を行わせる。

2　審査は、「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)」(以下「証明等規則」という。)別表第1号に基づき、工事設計書の記載内容、対比照合審査申込設備と工事設計書に記載された内容の対比照合及び特性試験の結果により審査する。

3　審査は、次の各号の書類により行う。

(1)　別表第1号において求める資料。

(2)　試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)

4 前項第2号の試験結果報告書が次の事項を満足していること。

(1) 法第24条の2第4項第2号のイからニのいずれかの方法により較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

(2) 平成16年総務省告示第88号に定められた試験方法、又はそれと同等以上の方法により実施した試験であること。

5 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第3号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。

6 特性試験にあっては、申込台数により別表第4号に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

(審査結果の通知)

第14条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、別表第5号に定める様式の技術基準適合証明書をもって申込者に通知する。

2 前条の審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した別表第6号の拒否通知書をもって申込者に通知する。

3 技術基準適合証明書を発行した時、もしくは拒否通知書を送付した時は、証書管理簿に記録する。

4 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した15営業日以内に行う。ただし、第12条に規定する書類に不備があったとき、または試験用の特定無線設備の提出が必要な場合であって当該無線設備の提出が遅れたときは、この限りではない。

5. 第12条第1項の提出があったものうち、試験用の特定無線設備以外は返却しないものとする。

(証明ラベルの発行)

第15条 当社は、証明を行ったときは、別表第7号に基づき証明ラベルを作成し、証明をおこなった設備の見やすい箇所に表示するものとする。

2 証明ラベルの料金は、個別見積もりとする。

3 証明ラベルを発行した時は、案件管理簿に記録する。

(証明の報告及び審査結果の公表)

第16条 当社は、第14条第1項の証明を行ったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に、別表第8号をもって総務大臣に提出する。

(1) 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 証明を受けた特定無線設備の種別

(3) 証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

(4) 電波の型式、周波数及び空中線電力

(5) 証明番号

(6) 証明をした年月日

2 当社は、前項に掲げる事項以外の情報に関し、特定無線設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人から公開の要望があった場合には、別表第9号の情報公開申請書の提出を求めることとする。

3 前項の申請があった時は、当該資料に関わる認証を受けた者からの情報公開同意書(別表第10号)の回答をもって、対応するものとする。

(申込の取下げ)

第17条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

(1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。

(2) 第13条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。

(3) 第12条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

3 当社は、第1項の試験の開始前における全部の取下げ及び第2項の取下げの場合は、第12条第4項の見積額の50%を申し受けることとする。但し、第1項の試験の開始後における全部の取下げについては、見積額の全額を申し受けることとする。

(不正な証明等についての報告)

第18条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

(1) 証明を受けたものが不正な手段により証明を受けたこと。

(2) 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

第4章 工事設計認証の業務

(認証の申込)

第19条 認証の申込み(「簡易な手続きによる申込み」を含む)があったときは、別表第11号の「認証申込時の提出書類」に定める資料、別表第12号の1及び2に掲げる書類及び申込設備を提出を求めるものとする。

2 当社は、前項の認証の書類等及び申込設備が事務所に到達した場合は、速やかに申込を受理する(受理するとは、申込書の内容を確認し、認証のための審査を開始することを意味する)。

3 当社は、申込を受理したときは、見積書を発行する。

(審査)

第20条　当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員に審査を行わせる。

2　審査は、証明等規則別表第3号の規定に基づき、工事設計の内容、対比照合審査及び特性試験、並びに確認方法の審査を行う。

3　審査は、次の各号の書類により行う。

(1)　別表第11号において求める資料。

(2)　試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)

4　前項第2号の試験結果報告書が次の事項を満足していること。

(1)　法第24条の2第4項第2号のイからニのいずれかの方法により較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

(2)　平成16年総務省告示第88号に定められた試験方法、又はそれと同等以上の方法により実施した試験であること。

5　証明等規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第3号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。

(審査結果の通知)

第21条　当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、別表第13号に定める様式の工事設計認証書をもって申込者に通知する。

2　前条の審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した別表第6号の拒否通知書をもって申込者に通知する。

3　工事設計認証書を発行した時、もしくは拒否通知書を送付した時は、証書管理簿に記録するものとする。

4　第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から15営業日以内に行う。ただし、第19条に規定する書類に不備あったとき、または試験用の特定無線設備の提出が必要な場合であって当該機器の提出が遅れたときは、この限りではない。

(認証の報告及び審査結果の公表等)

第22条　当社、前条第1項の認証を行ったときは、証明等規則第17条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に、別表第8号をもって総務大臣に提出する。

(1)　認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　認証を受けた特定無線設備の種別

(3) 認証を受けた特定無線設備の型式又は名称
(4) 電波の型式、周波数及び空中線電力
(5) 認証番号
(6) 認証をした年月日

2 当社は、前項に掲げる事項以外の情報に関し、特定無線設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人から公開の要望があった場合には、別表第9号の情報公開申請書の提出を求めることとする。

3 前項の申請があった時は、当該資料に関わる認証を受けた者からの情報公開同意書(別表第10号)の回答をもって、対応するものとする。

(申込の取下げ)

第23条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。
(1) 第20条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
(2) 第19条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

3 当社は、第1項の全部の取下げ及び第2項の取下げの場合、第19条第3項の見積額の60%を申し受けることとする。

(不正な認証等についての報告)

第24条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。
(1)認証を受けたものが不正な手段により認証を受けたこと
(2)証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
(3)認証に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

第5章 試験

(試験等)

第25条 申込が次の各号のいずれかに該当するときは、当社もしくは第28条の委託試験場において、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。
(1) 証明等規則第6条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
(2) 証明等規則第17条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。

2 証明等規則別表第1号一(3)又は別表第3号二の規定に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成する。

3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとし、報告書は日本があるいは英語にて作成する。

(1) 試験担当者名及び責任者名

(2) 試験実施年月日

(3) 試験実施場所

(4) 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関

(5) 特定無線設備の名称

(6) 試験項目及び試験結果

(7) 試験の方法

(8) その他測定の再現性のために必要な情報

4 当社もしくは委託試験場で行う試験に立ち会うことができるものとする。

(測定器等の管理)

第26条 証明員は、試験が適正に実施されるよう、測定器等及び測定室の環境について管理する。

(測定器等の較正)

第27条 証明員は、試験に使用する測定器等について、法第24条の2第4項第2号に定める較正を行うとともに、測定器管理簿で管理する。

第6章 試験の委託

(試験の委託)

第28条 当社は、証明等規則別表第一号及び別表第三号に定める特性試験における試験を外部の試験場に委託する。

2 試験を委託する試験場とは、事前に次に掲げる事項について委託契約書を取り交わす。

(1) 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種類

(2) 受託者が法別表第3 の下欄に掲げる測定器等であって、法第24 条の2 第4 項第2 号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の１日から起算して１年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

(3) 証明等規則別表第一号に定める特性試験の方法、またはこれと同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項

(4) 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

(5) 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

(6) 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

(7) その他試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 直接利害関係を有する者から閲覧の申し出があったときは、委託契約書を閲覧に供するものとする。

4 委託する試験場は、ISO17025の認定を受けた試験場とする。

5 当社は、委託試験場が行った試験結果について申請者に対し責任を負う。

6 申込者は、委託試験場が行う試験に立ち会うことができるものとする。

(委託試験場)

第29条 試験を委託する試験場は、次のとおり。

委託試験場: SPORTON International Inc.

住所: 6F, No.106-B, Sec.1, Hsin Tai Wu Rd., His Chih District,New Taipei City, Taiwan, R.O.C.

第7章 証明等の手数料

(手数料の額)

第30条 第12条の技術基準適合証明手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

2 第19条の工事設計の認証手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

3 軽微な変更等に関わる手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

3 別表第14号の手数料に該当しない場合は、その都度申請の内容を検討のうえ、手数料を提示する。

3 第1項及び第2項の手数料の額は、申込み件数、実績または特別な事由により減額もしくは増額する場合がある。

(手数料の支払いの方法)

第31条 第14条の技術基準適合証明書または第21条の技術基準適合認証書を発行したときは、見積書に基づき請求書を発行する。

2 手数料の支払方法は、当社指定の銀行口座への振込みとする。

第8章 技術基準適合証明等証書の再発行

(再発行の依頼)

第32条 当社は、既に技術基準適合証明等の証書(以下「証明等証書」という。)の交付を受けた者からの依頼に応じて、当該証明等証書の再発行を行うものとする。

2 証明等証書の再発行は、別表第15号の証書再発行依頼書の提出を求めるものとする。

3 当社は、前項の証書再発行依頼書を受領したときは、見積書を発行する。

（手数料の額と支払い）

第33条　証書再発行手数料の額は、証書再発行1件につき5,250円（消費税を含む。）とする。

2　当社は、証書を再発行したときは、見積書に基づき請求書を発行する。

3　手数料の支払方法は、当社指定の銀行口座への振込みとする。

（証明等証書の再発行管理）

第34条　証書を再発行した時は、案件管理簿に記録する。

第9章　総務大臣への届出

第35 条　法第38 条の5 第2 項に基づき、次の事項を変更するときは、変更しようとする日の2 週間前までに、別表第16 号をもって、その旨を総務大臣に届け出る。

(1) 名称及び住所並びにその代表者の氏名

(2) 事務所の名称及び所在地

2　次に掲げる事項の場合は、各別表をもって、遅滞なく総務大臣への届出を行う。

(1) 役員又は証明員を選任し、又は解任したとき(法第38条の9、第38条の24第3項)：別表第17号

(2) 登録に係る事業の区分、技術基準適合証明等の業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項について業務規程を変更したとき(法第38条の10、第38条の24第3項)：別表第18号

(3) 技術基準適合証明等の業務を休止し、又は廃止しようとするとき(法第38条の16第1項、第38条の24第3項)：別表第19号

(4) 告示第88号において試験方法が定められていない特定無線設備の試験方法(平成16年総務省告示第88号)：別表第20号

第10章　帳簿等の管理

(帳簿の種類及び保存期間)

第36条　法第38条の12に規定する帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。）の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については、管理係がその任にあたる。

(1) 証明等規則第13条第1項に定める帳簿：10年間

(2) 証明等規則第21条において準用する第13条第1項に定める帳簿：10年間

(3) 申込書及び申込書添付書類：10年間

(4) 案件管理簿：10年間

(5) 試験結果報告書：10年間

(6) 測定器管理簿：10年間

(7) 委託試験場の測定器等リスト及び較正証明書：5年間

(8) 拒否及び取り消し通知書：5年間

2　前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

(帳簿等の保管方法)

第37条　帳簿等は、管理が適切におこなうことのできる専用の場所で保管をおこなう。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

第11章　会計等

(会計帳簿)

第38条　当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、証明及び認証の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。

2　前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は5年とし、会計帳簿等の管理は、会計係がその任にあたる。

(財務諸表等の備え付け及び閲覧)

第39条　当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

(1) 財産目録
(2) 貸借対照表
(3) 収支計算書
(4) 事業報告書

2　当社は、法第38条の11第2項に規定に基づき、特定無線設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人からの請求があった場合には、前項の資料を閲覧に供するものとする。

3　前項の資料の閲覧要求は、別表第21号の閲覧申込書の提出をもって行うこととする。

附則(初版制定)

(施行期日)

第1条　この規程は、平成25年10月10日以降に当社が受理した申込みから適用する。

別表第1号

技術基準適合証明申込時の提出書類(技術基準適合証明の申込み)

提出書類	説 明 ・根 拠(◇:提出書類)	申込み		簡易な手続きによる申込み	
		特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
①委任状 (申込書「代理人」欄)	申込者が申込みを第三者に委任する場合 ◇技術基準適合証明申込書「代理人」の欄 (別表第2 号の1)				
②申込書	◇ 技術基準適合証明申込書(別表第2号の1)	○	○		
③簡易な手続きによる申込書 (申込書「簡易な手続きの場合」欄)	証明規則第6条第3項による 詳細本業務規程別表第3号参照 ◇技術基準適合証明申込書「簡易な手続きの場合」の欄 (別表第2号の1)			○	○
④工事設計書	証明規則別表第2号 ◇ 工事設計書(別表第2号の2) ◇ 無線設備系統図 ◇ 空中線指向性 ◇ 技術概要書	○	○	○	○
⑤申込設備	◇ 試験用ソフトウェア及び操作マニュアル、冶具	○		○	
⑥試験結果通知	◇ 試験結果通知書		○		○
⑦写真等	◇ 部品の配置を示す内部写真又は部品配置図 (申込みの特定無線設備の全ての部品の配置を示すもの) ◇ 外観を示す写真又は図 (申込みの特定無線設備の外観を示すものであって寸法を記入しないもの)		○		○
⑧変更内容	◇ 既に技適又は認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの			○	○

別表第2号の1

技術基準適合証明申込書

年　月　日

株式会社　認証技術支援センター　殿

申込者　住　　所:
法　人　名:
代 表 者 名:
担 当 部 署:
責任者氏名:　　印

私は、特定無線設備の技術基準適合証明に関する一切の権限を下記のものに委任します。

代理人　住　　所:
法 人 名:
代表者名:　　印

下記のとおり技術基準適合証明を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

申込の区分	☐新規	☐簡易
特定無線設備の種別		
特定無線設備の名称及び型式		
特定無線設備の製造者名		
製造番号及び申込台数	［申込台数］　　台	

電気通信回線の接続	☐有,　☐無		
特定無線設備の提出	☐有,　☐無	試験報告書の提出	☐有,　☐無
簡易な手続きの場合	既認証番号: 工事設計書の変更:☐有、☐無、　認証番号の変更:☐有、☐無 変更内容:		
担当者連絡先	［会社名、部署］ ［氏　　名］ ［電話番号］　　［メール］		
備考			

別表第2号の2

工 事 設 計 書

<table>
<tr><td colspan="2">1 通信方式</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
送信機</td><td>(1) 定格出力</td><td></td><td>(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 発 振</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(4) 変 調</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3 製造者名等</td><td>製造者名</td><td colspan="2">型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">4 空 中 線</td><td colspan="2">(1) 型式及び構成</td><td colspan="3">(2) 利 得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5 付属装置の種類及び型式又は名称</td><td colspan="5">例: 設備規則第9条の4第9号適用、使用電源</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の工事設計</td><td colspan="5">電波法第3章に規定する技術基準に合致している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 添付図面</td><td colspan="5">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 参考事項</td><td colspan="5">無線設備の型式又は名称
使用形態、動作条件等</td></tr>
</table>

注1:本工事設計書の様式は、小電力データ通信システム等の無線局用(証明規則別表第二号第三)です。

注2:工事設計書は、証明規則別表第二号に基づき、特定無線設備の種別ごとに作成して下さい。

注3:一つの筐体に同一種別であるWiFi及びBluetoothがある場合は、別々に工事設計書を記載して下さい。

別表第3号

1 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び 工事設計認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの
1 送受信装置		
(1)電子管、半導体製品(集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。)部品及び材料		
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	同上
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部品	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示器	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線板	同上	同上
(2)回路方式(回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。)		
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの(低周波数出力回路を除く。)を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更する	変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。	
ウ スケルチ回路	増設又は撤去を含む。	
(3)部品配置		部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
(4)表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。(操作性の改善	工事設計書又は写真、図

	などのためのプログラム変更を含む。)	
2 電源装置 (1)電源装置の種類 (2)電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	 同等以上の性能を有する物に限る。 同上	 工事設計書又は写真、図 工事設計書又は写真、図
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	工事設計書又は写真、図
4 空中線(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。	工事設計書又は写真、図
5 指示器(レーダーに限る。)	電気的性能に変更を来すこととならない場合に限る。	外観図又は写真
6 付属装置 (1)選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 (2)多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置 (3)その他の附属装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)	 増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
7 その他 (1)筐体 ア 機器本体の寸法及び形状 イ 機器本体の材質 ウ 機器本体と別筐体のもの	 移動用又は携帯用のものにあっては、高さ、幅及び奥行きの和の比が10%までの場合に限る。 材質の強度及び機器の電気的性能が同等以上の場合に限る。	 外観図又は写真 材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類 外観図又は写真

注: 添付を要する書類当については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
1 送受信装置		
(1)技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する電波の型式及び周波数	回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。	工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの
(2)技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力	空中線電力を低下させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。	
(3)電子管、半導体製品、部品及び材料	電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	
(4)回路又はプログラム	発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	
2 附属装置模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置	副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。	

注:添付を要する書類当については、新旧を対照して記載すること。

別表第4 号

技術基準適合証明特性試験のサンプリング

(1) サンプルの抜き取りは、乱数表もしく直感によるランダムサンプリングを行う。

(2) 次の場合は全数検査を行う。

a. サンプリング品の試験結果が当該サンプルの基準に適合にしないものが1台でもある場合。

b. サンプルの試験データ等から、品質が均一でないと認められる場合

(3) サンプルの抜取数は下表による。

技術基準適合証明に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1～2	全数
3～25	2
26～50	3
51～90	5
91～100	8

別表第5 号

技術基準適合証明書

登録番号	X123456Y
証明を受けた者	<会社名等> <住所>
特定無線設備の種別	証明等規則第2 条第1 項第19 号
型式又は名称	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
製造番号	
製造業者	<会社名> <住所>
備考	この証明書は、提出された書類及び製品に基づき評価を行ったものであり、別紙の「工事設計書」に記載する内容に関してのみ有効である。

R 018WW00001

電波法第38 条の6 第1 項の規定に基づく技術基準適合証明をおこなったことを証する。

証明年月日
2013 年XX 月XX 日

証明員:
C&S株式会社　認証技術支援センター

222-0033 横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル B1
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

技術情報構成書(WW, WiFi)

1. 製品名	
2. モデル番号	
3. IEEE規格番号	☐ 802.11b ☐ 802.11g ☐ 802.11n-HT20 ☐ 802.11n -HT40 ☐ Zigbee(802.15.4)
4. 送信機	
(1) 定格出力	
(2) 電波の型式及び周波数の範囲	
(3) 発信	
(4) 変調	☐ DBPSK ☐ DQPSK ☐ CCK ☐ BPSK ☐ QPSK ☐ 16QAM ☐ 64QAM ☐ O-QPSK ☐
(5) スペクトラム拡散方式等	☐ DSSS ☐ OFDM ☐ FHSS ☐ Other
(6) RFチップ番号	
5. 空中線	
(1) 型式又は構成	
(2) 絶対利得	
6. 供給電圧	
7. 付属装置	
8. 試験報告書	(発効日: . .)
9. 試験場	
10. 審査資料	☐ ブロック図 ☐ 外部写真等 ☐ 回路図 ☐ 内部写真 ☐ 部品表 ☐ 取扱説明書 ☐ アンテナ情報 ☐ 認証ラベル・デザイン及び貼付箇所 ☐ 技術資料 ☐ ☐ PCBレイアウト ☐
11. 参考情報	☐ 電気通信回線設備への接続 ☐ キャリアセンス機能 ☐

注 1: 技術審査情報は、WW(WiFi)の用で、特殊無線設備の種別により様式は異なります。

Technical Regulation Conformity Certification

Registration No.	X123456Y
Certificate Holder	<Name> <Address>
Product Category	Article 2, Paragraph 1, Item 19
Product Description	
Type of emission, frequency, and antenna power	
Serial No.	
Manufacturer	<Name> <Address>
Remarks	The scope of evaluation relates to the submitted documents and product only. It is only valid in conjunction with the Annex.

R 018WW00001

Witnesses that the certification is Technical Regulations Conformity Certification under Article 38-6 paragraph 1 of the Radio Law.

Date of Certificate:
2013-XX-XX

Certification Examiner

C&S/Certificate Technical Support Center Co.,Ltd.

Address: Shinyokohama First Bldg.B1, 1-2-1 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama-City, 222-0033 Japan
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

Technical Construction Form(WW, WiFi)

1. Product Description				
2. Model Number				
3. IEEE Standard No.	☐ 802.11b	☐ 802.11g	☐ 802.11n-HT20	
	☐ 802.11n -HT40	☐ Zigbee(802.15.4)		
4. Transmitter				
(1) Rated Output				
(2) Type of Emission and Frequency				
(3) Oscillation				
(4) Type of Modulation	☐ DBPSK	☐ DQPSK	☐ CCK	
	☐ BPSK	☐ QPSK	☐ 16QAM	☐ 64QAM
	☐ O-QPSK	☐		
(5) Spectrum Spread Method etc.	☐ DSSS	☐ OFDM	☐ FHSS	
	☐ Other			
(6) RF Chip Number				
5. Antenna				
(1) Type or Structure				
(2) Antenna Gain				
6. Power Source				
7. Auxiliary Equipment				
8. Test Report	(Date of Issue: . .)			
9. Test Laboratory				
10. Review Documents	☐ Block Diagram	☐ External Photographs		
	☐ Circuit Diagram	☐ Internal Photographs		
	☐ BOM List	☐ User Manual		
	☐ Antenna Information	☐ Certificate Label Design and Location		
	☐ Technical Informatio	☐		
	☐ PCB Layout	☐		
11. Reference Information	☐ Connection to Telecommunication Circuit Equipment			
	☐ Carrier Sense Function			
	☐			

Note 1 : The TCF is for WiFi (WW), and this format is different depending of the specified radio equipment.

Address: Shinyokohama First Bldg.B1, 1-2-1 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama-City, 222-0033 Japan
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

別表第 6 号

年　月　日

殿

株式会社　認証技術支援センター　㊞

工事設計認証
技術基準適合証明 拒否通知書

平成　年　月　日付申込みに係る下記1の特定無線設備は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第18条
規則第7 条の規定に基づき、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

1　特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種類

(2) 電波の型式、周波数及び空中線電力

(3) 型式又は名称

(4) 製造番号

2　拒否の理由

別表第7号

証明ラベル

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は認証番号とする。

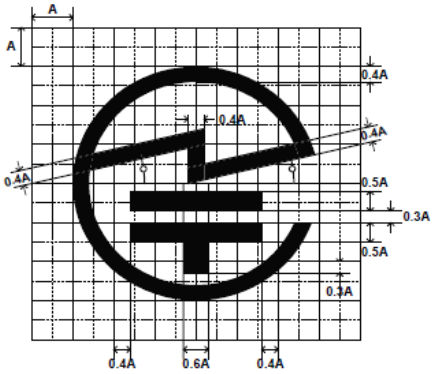

(1) マークの大きさは、直径5ミリメートル以上であること。(ただし、体積が100CC以下の無線設備にあっては、直径3ミリメートル以上)であること。マークの近傍には「技術基準適合証明設備」もしくは「工事設計認証設備」であることを示す Ⓡ を付したマークを表示する。

(2) 材料は、容易に損傷及び剥離しないものであること。

(3) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

(4) 技術基準適合証明番号及び旧制度による工事設計認証番号の表示方法は次のとおりであること。

① 初の番号は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す数字とし、次の1又は2文字は無線設備の種別を示す。その他の文字は、当社の定める番号とする。

② 当社の定める番号は5桁とし、特定無線設備ごとに異なる番号とする。

③ マークの近傍には「技術基準適合証明設備」もしくは「工事設計認証設備」であることを示す Ⓡ を付したマークを表示する。

技術基準適合証明番号及び旧制度による工事設計認証番号の表示方法

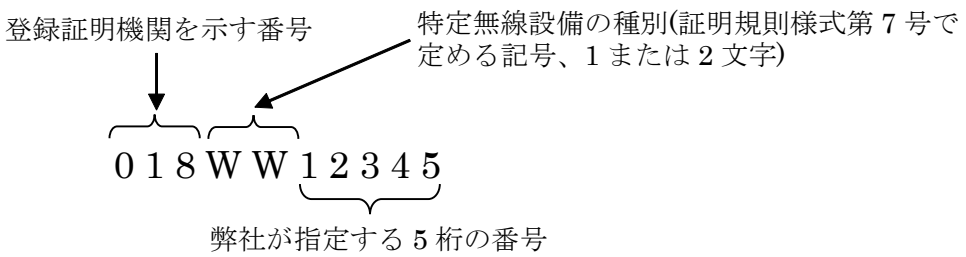

注1:旧制度の工事設計認証番号において、新規／変更(同番を除く)認証の工事設計認証番号(電波法第38条の2の2第一項第一号又は第二号の事業区分)の有効期限

平成24年6月16日まで

注2:電波法第38条の2の2第一項第三号の事業区分の新規／変更認証の工事設計認証番号においては、新制度適用は平成25年4月1日から適用。但し、変更の工事を伴わない場合はこの限りではない

(5) 新制度による工事設計認証番号の表示方法は次のとおりであること。

新制度による工事設計認証番号の表示方法

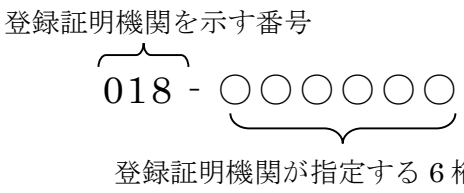

① 最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別とする。
② 4文字目はハイフン「-」となる。
③ 5文字目から10 文字目の6 桁はアラビア数字となり100001－999999 の範囲となる。
④ 軽微な変更や変更の工事を伴わない場合で適用要件を満たす場合、同一認証番号の発行ができるが、その場合の適用要件は、情報通信認証連絡会(ICCJ)のガイドラインによるものとする。

2. 交付証明ラベル

証明ラベルを添付する特定無線設備のスペース等を考慮し、その都度図案を提案し、作成する。

証明ラベルの材質等は次のとおり。

材質: ポリエステル

地色: 白色

文字色: 黒

粘着剤: アクリル系樹脂糊

3. 省令で定める記号

3.1 免許不要局(第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

証明等規則 第2条第1項	無線設備の種別	記号	
		設備の方式、周波数帯、用途等の区分	証明等規則様式第7号の記号
第3号	市民ラジオ		O
第7号	コードレス電話(注2)		L
第8号	特定小電力無線局	テレメータ用、テレコントロール用、データ転送用	Y
		医療用テレメータ用	
		体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測用	
		国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備用	
		無線呼出用	
		ラジオマイク用	
		補聴援助用ラジオマイク	
		無線電話用	
		音声アシストシステム	
		移動体識別用	
		ミリ波レーダー	
		ミリ波画像伝送用、ミリ波データ伝送用	
		移動体検知センター	
		動物検知通報システム用	
第13号	小電力セキュリティ		AZ
第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	2,400MHz～2,483.5MHz	WW
第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム	2,471MHz～2,497MHz	GZ
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(屋外模型飛行機の無線操縦用)	2,400MHz～2,483.5MHz	UV
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(屋外模型飛行機の無線操縦用)	2,471MHz～2,497MHz	VV
第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム		XW
第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム		YW
第19号の3の3	5GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(5210MHz又は5290MHzの周波数及び5530MHz又は5610MHzの周波数の電波を同時に使用するもの)		HS
第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		HX
第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)		FV
第21号	時分割多元接続狭帯域デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)		IZ

証明等規則 第2条第1項	無線設備の種別	記号	
		設備の方式、周波数帯、用途等の区分	証明等規則様式第7号の記号
第21号の2	時分割多元接続広帯域デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）		AT
第21号の3	時分割直交周波数分割多元接続デジタルコードレス電話（TDMA/OFDMA）		BT
第22号	PHS陸上移動局		JX
第32号	狭域通信システム用陸上移動局		CY
第33号の2	狭域通信システム用試験局		FX
第47号	超広帯域（UWB）無線システム		UW
第47号の2	UWBレーダーシステム		VU
第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局		XT

3.2 包括無線局(第38条の2第1項第2号に定める特定無線設備)

証明等規則 第2条第1項	無線設備の種別	記号	
		設備の方式、周波数帯、用途等の区分	証明等規則様式第7号の記号
第1号の4	MCA陸上移動局	設備規則第49条の7(800MHz帯の無線設備)	M
		設備規則第49条の7但し書き(800MHz帯の無線設備)	N
第9号	Ku帯VSAT地球局		V
第9号の2	Ka帯VSAT地球局		SW
第10号	携帯無線通信用中継局		VT
第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		XY
第11号の4	CDMA-2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		ZY
第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		MW
第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		NX
第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)移動局		XU
第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		OW
第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		PW
第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		DU
第11号の17	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		FU
第11号の19	LTE用陸上移動局		HU
第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局		JU
第11号の23	UMB用陸上移動局		LU
第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		NU
第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		OU
第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)		BZ
第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム)		AY
第15号の2	加入者系多方向用移動局		LY
第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		DV
第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		EV
第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)		VX
第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)		TZ
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム)		BY
第30号	インマルサット携帯移動地球局		VZ
第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		LW
第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		OT
第31号	ルーラル加入者無線		WZ
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		DX
第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49条の15の2第1項)		AW
第46号	航空移動衛星通信システム		HW
第51号	2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用(直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長5ミリ秒)WiMAX用		IV
第54号	2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用(時分割・直交周波数分割多元接続方式)次世代PHS用		LV

3.3 その他の無線局(第38条の2第1項第3号に定める特定無線設備)

証明等規則 第2条第1項	無線設備の種別	記号	
		設備の方式、周波数帯、用途等の区分	証明等規則様式第7号の記号
第1号の4	MCA (指令局)	設備規則第49条の7 (800MHz帯の無線設備)	M
		設備規則第49条の7但し書き (800MHz帯の無線設備)	N
第1号の9	SSB		S
第1号の10	デジタル		D
第1号の11	F3E等		F
第1号の12	特定ラジオマイク		B
第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		CU
第1号の13	海上用DSB		OY
第1号の14	SSB		PY
第1号の15	F3E等		QY
第2号	無線標定		Q
第2号の2	ラジオ・ブイ		RY
第3号の2	気象援助局		SY
第4号	パーソナル		RorU
第4号の2	簡易無線	150MHz帯	TY
第4号の4	無線操縦用簡易無線		UY
第4号の5	デジタル簡易無線	150MHz帯及び400MHz帯	SV
第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	150MHz帯及び400MHz帯	TV
第4号の7	920MHz帯簡易無線局		ZT
第5号	50GHz帯CR		C
第6号	構内無線		AS
第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		BS
第6号の3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)		CS
第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		AX
第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		BX
第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		XV
第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		ZV
第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		ET
第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		FT
第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		NW
第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		PX
第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		AU
第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		BU
第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		GT
第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		HT
第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		QW
第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等		RW
第11号の16	TD-OFDMA方式(次世代PHS)携帯無線通信用基地局等		EU
第11号の18	TD-OFDMA方式(MBTDD625k)携帯無線通信用基地局等		GU

証明等規則 第2条第1項	無線設備の種別	記号	
		設備の方式、周波数帯、用途等の区分	証明等規則様式第7号の記号
第11号の20	TD-FDMA方式(FDD方式)(LTE-TDD)携帯無線通信用基地局等		IU
第11号の20の2	LTE方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		IT
第11号の20の3	LTE用携帯無線通信用屋内基地局		JT
第11号の22	SC-FDMA (TDD方式)(LTE-TDD) 方式携帯無線通信用基地局等		KU
第11号の24	OFDMA (FDD方式)(UMB-TDD) 方式携帯無線通信用基地局等		MU
第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX) 方式携帯無線通信用用基地局等		PU
第11号の28	OFDMA (TDD方式)(UMB-TDD)用基地局等		QU
第12号	アマチュア無線局		K
第15号	加入者系多方向用基地局		KY
第15号の3	加入者系対向用移動局		MY
第16号	テレメータ用等の固定局		DZ
第17号	非常警報用固定局		EZ
第18号	22GHz帯固定局		FZ
第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		ZW
第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		AV
第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		BV
第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		CV
第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)		VX
第23号	PHS基地局		KX
第23号の2	PHS中継局		LX
第23号の3	PHS試験局等		MX
第24号	38GHz帯固定局		LZ
第25号	RZSSB		RN
第25号の2	周波数自動選択RZSSB		RO
第25号の3	周波数追従RZSSB		RP
第25号の4	狭帯域デジタル		QV
第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		DO
第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		DP
第26号	車両感知用無線標定陸上局		NZ
第27号	道路交通情報ビーコン		PZ
第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダ)		VY
第29号	設備規則第48項第4項のレーダー(第4種レーダ)		UZ
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		CX
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		EX
第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		UT
第33号	狭域通信システム用基地局		DY
第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		GX
第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		BW
第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		CW
第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)		DW
第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6Mbps以上)		EW

証明等規則 第2条第1項	無線設備の種別	記号	
		設備の方式、周波数帯、用途等の区分	証明等規則様式第7号の記号
第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		FW
第45号	18GHz帯公共業務固定局		GW
第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		VW
第49号	2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長5ミリ秒)WiMAX用		GV
第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		KT
第52号の3	WiMAX用屋内基地局		LT
第53号	2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(時分割・直交周波数分割多元接続方式)次世代PHS用		KV
第54号の2	XGP用フェムトセル基地局		MT
第54号の3	XGP用屋内基地局		NT
第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(他の放送局の放送番組を中継する方式のみによる放送を行うための無線設備)		OV
第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る)		UU
第57号の3	エリア放送を行う地上一般放送局		DS
第58号	簡易型船舶自動識別装置		RU
第59号	国際VHF(固定型)(25W以下)		SU
第60号	国際VHF(携帯型)(5W以下)		TU
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		ZU
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		CT
第63号	700MHz帯高度道路交通システム用基地局		WT

別表第8号

技 術 基 準 適 合 証 明 等 報 告 書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号　222-0033

住　　所　横浜市港北区新横浜1-2-1

ファーストビルB1

氏　　名　株式会社 認証技術支援センター

代表取締役社長 張 于藍

電話番号　045-471-0506

登録番号　018

電波法 第38条の6第2項
第38条の24第3項において準用する同法第第38条の6第2項
第38条の31第4項において準用する同法第第38条の6第2項の規定により、下記のとお
第38条の31第6項において準用する同法第第38条の6第2項
り報告します。

1 特定無線設備の技術基準適合証明

技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称	技術基準適合証明を受けた者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名	技術基準適合証明を受けた端末機器の種類	技術基準適合証明を受けた端末機器の名称	技術基準適合証明番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	技術基準適合証明をした年月日

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名	工事設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類	工事設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称	設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	設計認証をした年月日

注1 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれの期間経過後2週間以内に報告すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

(改正平16第44号)

別表第9号

情 報 公 開 申 込 書

年　月　日

株式会社　認証技術支援センター　殿

住　　所:
氏　　名:　　印
連 絡 先:
電話番号:

次のとおり情報公開を申し込みます。

1 情報公開を希望する特定無線設備

(1) 申込者名 :

(2) 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号 :

(3) 型式又は名称 :

2 情報公開の方法

閲覧 希望日時　　年 月 日
: 〜 :

資料の写しの請求

3 情報公開を希望する資料

□ 申込書／申請書　□ 確認方法書　□ 審査記録
□ 工事設計書　□ 操作・保守の方法
□ 外観図　□ 試験結果通知等
□ 部品配置図　□ 特性試験結果

4 情報公開申込の目的

以 上

【情報公開についての注意】

(1) 申込者の同意が得られていないものは情報公開されません。

(2) 閲覧は、当社の所定の場所にて行います。

(3) 情報公開される資料は、当該技術基準適合証明又は認証した年月日から3ヶ月を経過し5 年を超えないものです。

(4) 情報公開に要した費用は実費を請求します。

別表10号

情 報 公 開 同 意 書

年　月　日

株式会社　認証技術支援センター　殿

住　　所:
氏　　名:　　印
連 絡 先:
電話番号:

技術基準適合証明又は認証に係わる情報公開は次のとおりとします。

1 特定無線設備

(1) 特定無線設備の種別 :

(2) 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号 :

(3) 型式又は名称 :

2 情報公開

□ 全ての資料について情報公開は行いません。

□ 3項の資料を情報公開します。

3 情報公開を行う資料

□ 申込書／申請書　□ 確認方法書　□ 審査記録
□ 工事設計書　□ 操作・保守の方法
□ 外観図　□ 試験結果通知等
□ 部品配置図　□ 特性試験結果

4 備考

以 上

別表第11 号

認証申込時の提出書類(認証の申込み)

提出書類	説 明 ・根 拠(◇:提出書類)	申 込み		簡易な手続きによる申込み	
		特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
①委任状 (申込書「代理人」欄)	申込者が申込みを第三者に委任する場合 ◇認証申込書「代理人」の欄(別表第12 号の1)				
②申込書	◇ 認証申込書(別表第12号の1)	○	○		
③簡易な手続きによる申込書 (申込書「簡易な手続きの場合」欄)	証明規則第17条第3項による 詳細本業規程別表第3号参照 ◇ 認証申込書「簡易な手続きの場合」の欄(別表第12号の1)			○	○
④工事設計書	証明規則別表第2号 ◇ 工事設計書(別表第12号の2) ◇ 無線設備系統図 ◇ 空中線指向性 ◇ 技術概要書	○	○	○	○
⑤確認方法書	◇ 申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項記載した資料、またはISO9001等の証明書	○	○		
⑥取扱説明書	◇ 操作の方法及び保守の方法を記した書類	○	○		
⑦申込設備	◇ 試験用ソフトウェア及び操作マニュアル、冶具	○		○	
⑧試験結果通知	◇ 試験結果通知書		○		○
⑨写真等	◇ 部品の配置を示す内部写真又は部品配置図 (申込みの特定無線設備の全ての部品の配置を示すもの) ◇ 外観を示す写真又は図 (申込みの特定無線設備の外観を示すものであって寸法を記入しないもの)		○		○
⑩認証ラベル	◇ 認証ラベル・デザインと添付する場所を示した図	○	○		
⑪変更内容	◇ 変更内容を示す表(技適を受けた特定無線設備との相違点) ◇ 本業務規程別表第3号の1又は2に定める添付を要する書類			○	○
⑫その他	◇ 審査の過程で求めることがあります				

別表第12号の1

工事設計認証申込書

年　月　日

株式会社　認証技術支援センター　殿

申込者　住　　所:
法　人　名:
代 表 者 名:
担 当 部 署:
責任者氏名:　　印

私は、特定無線設備の工事設計認証に関する一切の権限を下記のものに委任します。

代理人　住　　所:
法 人 名:
代表者名:　　印

下記のとおり工事設計認証を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

申込の区分	☐新規	☐簡易
特定無線設備の種別	例: W-CDMA/HSUPA(1900MHz 帯、1700MH 帯) LTE(1900MHz 帯、1700MH 帯) 2.4GHz WiFi, BT	
特定無線設備の名称及び型式	例: スマートフォン, ABC123	
特定無線設備の製造者名及び住所	工場名: 住　所:	

電気通信回線の接続	☐有,　☐無		
特定無線設備の提出	☐有,　☐無	試験報告書の提出	☐有,　☐無
製造工場 (上記製造者と異なる場合)	工場名: 住　所: ISO900x 認証:☐無、☐有 (ISO900__、有効期限:　　)		
簡易な手続きの場合	既認証番号: 工事設計書の変更:☐有、☐無、 認証番号の変更:☐有、☐無 変更内容:		
担当者連絡先	[会社名、部署] [氏　名] [電話番号]　　[メール]		
備考			

別表第12号の2

工 事 設 計 書

<table>
<tr><td colspan="2">1 通信方式</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
送信機</td><td>(1) 定格出力</td><td></td><td>(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 発 振</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(4) 変 調</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3 製造者名等</td><td>製造者名</td><td colspan="2">型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">4 空 中 線</td><td colspan="2">(1) 型式及び構成</td><td colspan="3">(2) 利 得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5 付属装置の種類及び型式又は名称</td><td colspan="5">例: 設備規則第9条の4第9号適用、使用電源</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の工事設計</td><td colspan="5">電波法第3章に規定する技術基準に合致している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 添付図面</td><td colspan="5">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 参考事項</td><td colspan="5">無線設備の型式又は名称
使用形態、動作条件等</td></tr>
</table>

注1:本工事設計書の様式は、小電力データ通信システム等の無線局用(証明規則別表第二号第三)です。

注2:工事設計書は、証明規則別表第二号に基づき、特定無線設備の種別ごとに作成して下さい。

注3:一つの筐体に同一種別であるWiFi及びBluetoothがある場合は、別々に工事設計書を記載して下さい。

登録証明機関　XXX

別表第 13 号

工事設計認証書

登録番号	X123456Y
認証を受けた者	<会社名等> <住所>
特定無線設備の種別	証明等規則第 2 条第 1 項第 19 号
型式又は名称	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
製造業者	<会社名> <住所>
備考	この認証書は、提出された書類及び製品に基づき評価を行ったものであり、別紙の「工事設計書」に記載する内容に関してのみ有効である。

この製品を日本で販売する場合は
右に示す特定無線設備適合マークを
製品の見やすい場所に貼付してください。

R 018-130001

電波法第 38 条の 24 の規定に基づく工事設計について認証をおこなったことを証する。

証明年月日
2013 年 XX 月 XX 日

証明員:
株式会社認証技術支援センター

222-0033 横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル B1
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

工事設計認証番号: 018-13XXXX
認証年月日: 2013 年10 月XX 日

技術審査情報(WW, WiFi)

1. 製品名	
2. モデル番号	
3. IEEE規格番号	☐ 802.11b ☐ 802.11g ☐ 802.11n-HT20 ☐ 802.11n -HT40 ☐ Zigbee(802.15.4)
4. 送信機	
(1) 定格出力	
(2) 電波の型式及び周波数の範囲	
(3) 発信	
(4) 変調	☐ DBPSK ☐ DQPSK ☐ CCK ☐ BPSK ☐ QPSK ☐ 16QAM ☐ 64QAM ☐ O-QPSK ☐
(5) スペクトラム拡散方式等	☐ DSSS ☐ OFDM ☐ FHSS ☐ Other
(6) RFチップ番号	
5. 空中線	
(1) 型式又は構成	
(2) 絶対利得	
6. 供給電圧	
7. 付属装置	
8. 試験報告書	(発効日: . .)
9. 試験場	
10. 審査資料	☐ ブロック図 ☐ 外部写真等 ☐ 回路図 ☐ 内部写真 ☐ 部品表 ☐ 取扱説明書 ☐ アンテナ情報 ☐ 認証ラベル・デザイン及び貼付箇所 ☐ 技術資料 ☐ ☐ PCBレイアウト ☐
11. 確認方法書	☐ 工事設計認証の方法確認資料 ☐ ISO 9001証明書 ☐ 品質管理の役割分担資料
12. 参考情報	☐ 電気通信回線設備への接続 ☐ キャリアセンス機能 ☐

注 1：技術審査情報は、WW(WiFi)の用で、特殊無線設備の種別により様式は異なります。

〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビルB1
Tel.: +81 45 471 0506 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: emccj@emcc.de

電波法に基づく工事設計合致義務等の御案内

登録証明機関協議会

電波法では、登録証明機関から工事設計認証を受けた方は、特定無線設備を取り扱う場合においては、認証を受けた工事設計等に合致させる義務が課せられています。

このため、登録証明機関協議会として、工事設計認証を受けられた皆様などに電波法令に基づく工事設計合致義務等の制度の概要を、下記の通り御案内申し上げます。

記

１、工事設計の合致義務等について

工事設計の合致義務等は、電波法第３８条の２５の第１項により、「登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証にかかる工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。」と規定されています。

また、第２項では、「認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いにかかる前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。」と規定されています。

検査記録に記載すべき事項は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下、「聡明規則」という）第１９条の規定により、次の通りとなっています。

① 検査に係る工事設計認証番号
② 検査を行った年月日及び場所
③ 検査を実施した責任者の氏名
④ 検査を行った特定無線設備の数量
⑤ 検査の方法
⑥ 検査の結果

さらに、検査記録は、検査の日から１０年間保存することが義務付けられています。又、検査記録の保存には、電磁的記録に係る記録媒体で行うことができますが、この場合は、電子計算機等を用いて直ちに表示することのできる状態である必要があると規定されています。

２、認証工事設計に基づく特定無線設備の表示について

表示は、電波法第３８条の２６の規定により、「認証取扱業者は認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条（電波法第３８条の２５）第２項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。」と規定されています。

222-0033　横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル B1
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

また、前条（電波法第３８条の２５）第２項の規定に違反したときは、電波法第３８条の２８第２項の規定により、表示を付することを禁止される場合があります。

なお、表示は、証明規則２０条により、総務省令で定める様式（証明規則様式第７号）のものを特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならないと規定しています。

３、工事設計合致義務に違反した場合はの罰則について

工事設計合致義務に違反した場合は、罰則の規定が設けられています。

罰則は、電波法第１１０条、第１１２条、第１１３条、第１１４条に規定されており、第１１４条においては、法人罰も規定されており、一億円以下の罰金刑が設定されています。

工事設計合致義務に関する主なものとしては、次のとおりです。

① 総務大臣の表示の禁止命令に違反した場合

② 紛らわしい表示を付した場合

等

「参考」

１．工事設計認証とは、無線設備が技術基準に適合しているか否かについて、無線設備の工事設計(設計図、タイプ)及び製造される業者の無線設備の取扱段階における品質管理方法を対象として行うものであります。その設備が生産される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産が行われることを確保するために「品質管理」を対象として認証が行われているものです。

２．登録証明機関協議会とは、技適証明及び工事設計認証業務の円滑な運営を図り、もって電波利用秩序の維持とユーザーの利便を確保することを目的とした任意団体で、すべての登録証明機関で構成されています。

以上

222-0033 横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル B1
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

別表第 13 号

Construction Type Certification

Registration No.	X123456Y
Certificate Holder	<Name> <Address>
Product Category	Article 2, Paragraph 1, Item 19
Product Description Type of emission, frequency, and Antenna Power	
Manufacturer	<Name> <Address>
Remarks	The scope of evaluation relates to the submitted documents and product only. It is only valid in conjunction with the Annex.

When the product is placed on the Japanese market, the Specified Radio Equipment marking as shown on the right must be attached on visible part of the product.

R 018-120001

Witnesses that the certification is Construction Type Certification under Article 38-24 of the Radio Law.

Date of Certificate:
2013-XX-XX

Certification Examiner
C&S/Certificate Technical Support Center Co.,Ltd.

Address: Shinyokohama First Bldg.B1, 1-2-1 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama-City, 222-0033 Japan
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

Technical Construction Form(WW, WiFi)

1. Product Description	
2. Model Number	
3. IEEE Standard No.	☐802.11b ☐802.11g ☐802.11n-HT20 ☐802.11n -HT40 ☐Zigbee(802.15.4)
4. Transmitter	
(1) Rated Output	
(2) Type of Emission and Frequency	
(3) Oscillation	
(4) Type of Modulation	☐DBPSK ☐DQPSK ☐CCK ☐BPSK ☐QPSK ☐16QAM ☐64QAM ☐ O-QPSK ☐
(5) Spectrum Spread Method etc.	☐DSSS ☐OFDM ☐FHSS ☐Other
(6) RF Chip Number	
5. Antenna	
(1) Type or Structure	
(2) Antenna Gain	
6. Power Source	
7. Auxiliary Equipment	
8. Test Report	(Date of Issue: . .)
9. Test Laboratory	
10. Review Documents	☐Block Diagram ☐External Photographs ☐Circuit Diagram ☐Internal Photographs ☐BOM List ☐User Manual ☐Antenna Information ☐Certificate Label Design and Location ☐Technical Informatio ☐ ☐PCB Layout ☐
11. Confirmation Method of Certification by Type	☐Documents for the Confirmation Method of Certification by Type ☐ISO 9001Certificates ☐QC Assignment Form
12. Reference Information	☐Connection to Telecommunication Circuit Equipment ☐ Carrier Sense Function ☐

Note: The TCF is for WiFi (WW), and this format is different depending of the specified radio equipment.

Address: Shinyokohama First Bldg.B1, 1-2-1 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama-City, 222-0033 Japan
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

Obligations to Conform to construction Types, etc. Under Radio Act

Issued by Registered Certification Body Council

A person who has received a construction type certification from a registered certification body undertakes the obligation to conform to certified construction type under the Radio Act when the person deals with the specified radio equipment.

Registered Certification Body Council provides brief explanation on the system of "obligations to conform to construction types, etc." as mentioned below for the persons who have been granted construction type certification and the persons concerned.

1. Obligations to conform to construction types, etc.

For the obligation, paragraph 1 of Article 38-25 of Radio Act provides as follows;

A person who has received construction type certification (hereinafter referred to as a "certified dealer") from a registered certification body shall, when dealing in specified radio equipment based on the construction type pertaining to said construction type certification (hereinafter referred to as "certified construction type") ensure that said specified radio equipment conforms to said certified construction type.

Further there is the following provision in the paragraph 2;

A certified dealer shall inspect specified radio equipment that it deals in under the preceding paragraph, in accordance with the method for verification pertaining to the construction type certification, and prepare and maintain the inspection records pursuant to the provisions of the applicable MIC ordinance.

Items to be recorded in the inspection record are specified as follows in Article 19 of "Ordinance concerning Technical Regulations Conformity Certification of Specified Radio Equipment" (hereinafter "Certification Ordinance").

(1) Certification number of construction type
(2) Date and place of inspection
(3) Name of responsible person for inspection
(4) Quantity of specified radio equipment inspected
(5) Inspection method
(6) Inspection result

It is obligated to maintain the inspection record for ten years from the date of the inspection. The inspection record may be stored by an electromagnetic means. However,

Address: Shinyokohama First Bldg.B1, 1-2-1 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama-City, 222-0033 Japan
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

in this case, it is required to immediately display the record using a personal computer etc.

2. Mark for specified radio equipment based on certified construction type

As for the mark, Article 38-26 of Radio Act provides as follows;

A certified dealer may, upon performing the obligations pursuant to the provisions of paragraph (2) of the preceding article (Article 38-25 of Radio Act) with regard to specified radio equipment based on a certified construction type, affix to said specified radio equipment the mark specified by the applicable MIC ordinance.

When a certified dealer violates the provision of paragraph (2)of the preceding article (Article 38-25 of Radio Act), the dealer may be prohibited from affixing the mark to the certified radio equipment by paragraph (2) of Article 38-28 of Radio Act.

Further Article 20 of Certification ordinance regulates that the mark shall be made in accordance with the applicable MIC ordinance (Form 7 of Certification Ordinance) and affixed to an easily recognizable place of the specified radio equipment.

3. Penalty for violence of provisions on "obligations to conform to construction type"

There are penal provisions for the violence of provisions on "obligations to conform to construction type". Penalties are provided in Article 110, 112, 113 and 114 of Radio Act. Penalties for juridical persons are provided in Article 114 of Radio Act and a fine not exceeding one hundred million yen is imposed in accordance with the provisions.

The following items are included in the penal provisions.

(1) When a certified dealer violates a prohibition provision on the marks;

(2) When a certified dealer affixes a mistakable mark;

[For reference]

1. The "certification of construction type" is to certify that the specified radio equipment conforms to the technical standards by examining the construction type including the design drawings etc and method of quality management for the radio equipment. Further the quality management system is examined to ensure that all of the specified radio equipment are properly manufactured in accordance with the design drawings.
2. The registered certification body council is a voluntary organization aimed to smoothly operate the technical regulations conformity certification and the construction type certification and therewith to maintain the orderly utilization of radio waves and secure the convenience for radio wave users.

Address: Shinyokohama First Bldg.B1, 1-2-1 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama-City, 222-0033 Japan
Tel.: +81 45 478 3365 • Fax: +81 45 478 3382 • E-mail: info@cns-web.co.jp • Web: http://www.cns-web.co.jp

別表第14号

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1.1. 技術基準適合証明手数料(申込設備を提出する場合)

(1) 第38条の2第1項第1号、第2号及び第3号の特定無線設備の技術基準適合証明の手数料は、それぞれ別紙1-1、 別紙1-2及び別紙1-3のとおり。

(2) 複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係わる申込みの場合は、複合無線設備を構成する無線設備のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料の50%を加算した額とする。その場合、2.4GHzのWiFiとBluetoothは同一種別ではあるが、異なるものとして捉える。

(3) 比吸収率の試験を行う場合は、1台あたり1周波数帯あたり30万円を加算する。ただし周波数帯もしくは送受信機の数が複数の場合は個別見積もりとする。

(4) 技術基準適合証明の一回の申込台数は100台までとする。

(5) 証明手数料＝証明料＋ｻﾝﾌﾟﾙ数分の試験料＋証明台数のﾗﾍﾞﾙ費

但し、サンプル数が複数の場合の試験料、及びラベル費用は、個別見積りとする。

(6) 次の場合は追加試験費用(個別見積り)が発生する。

(a) ｱﾝﾃﾅ一体型試験方法による場合

(b) 証明規則別表第1号に定める受信装置の試験項目のうち、副次発射以外の諸特性を測定する場合

(c) 比吸収率の試験を行う場合であって、周波数帯もしくは送受信機の数が複数の場合

(d) DFSの試験が必要な特定無線設備の場合

(7) DFSの場合の証明費用には、２万円の追加料金が発生する。

1.2 技術基準適合証明手数料(試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合)

(1) 試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合の手数料は次のとおり。

証明料(100台まで): 64,000円

試験結果報告書評価料: 25台目までは一台あたり : 20,000円

50台目までは一台あたり : 15,000円

100台目までは一台あたり : 10,000円

証明ﾗﾍﾞﾙ費用: 個別見積り

(2) 技術基準適合証明の一回の申込台数は100台までとする。

(3) 証明手数料＝証明料＋証明台数分の試験結果報告書評価料＋証明台数分のﾗﾍﾞﾙ費用

(4) 複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係わる申込みの場合は、証明料の50%を加算する。

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

(1) 第38条の2第1項第1号、第2号及び第3号の特定無線設備の工事設計の認証手数料の手数料は、それぞれ別紙2-1、 別紙2-2及び別紙2-3のとおり。

(2) 製造工場がISO9000x認定を受けていない場合は、表に定めている手数料の額から2万円を増額

する。

(3) 複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係わる申込みの場合は、複合無線設備を構成する無線設備のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料の50%を加算した額とする。その場合、2.4GHzのWiFiとBluetoothは同一種別ではあるが、異なるものとして捉える。

(4) 比吸収率の試験を行う場合は、1台あたり1周波数帯あたり30万円を加算する。

(5) 次の場合は追加試験費用(個別見積り)が発生する。

(a) ｱﾝﾃﾅ一体型試験方法による場合

(b) 副次発射以外の諸特性を測定する場合

(c) 周波数の許容偏差の測定に際して、環境条件(温度試験、湿度試験)、また振動試験を実施する場合

(d) 比吸収率の試験を行う場合であって、周波数帯もしくは送受信機の数が複数の場合

(e) DFSの試験が必要な特定無線設備の場合

(6) DFSの場合の証明費用は、２万円の追加料金が発生する。

3. 変更の申込

3.1 変更の工事(別表第3号2関係)

(1) 第38条の2第1項第1号、第2号及び第3号の特定無線設備の変更の工事手数料は、それぞれ別紙3-1、 別紙3-2及び別紙3-3のとおり。

(2) 申込設備を提出する場合において、次の場合には追加試験費用(個別見積り)が発生する。

(a) 業務規程別表第3号2の規定に該当する付属装置等の変更。

(b) 変更内容が「2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料」の(5)(a)から(e)の項目に該当する場合

3.2 軽微な変更の工事(別表第3号1関係)

(1) 軽微な変更の場合の手数料は、一無線設備あたり 80,000円とする。

但し、軽微な変更の工事が、複数の無線設備に係る場合は、個別見積りとする。

(2) 変更内容により試験が必要な場合には、追加料金(個別見積り)が発生する。

3.3 製造場所等の変更、型式名称変更及び製造者名変更の認証

(1) 製造場所等の変更、型式名称変更及び製造者名変更の場合は手数料は、1件あたり50,000円とする。

(2) 製造工場がISO9000x認定を受けていない場合は、上記手数料に2万円を増額する。

(3) 複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備 ）に係わる申込みの場合は、2件目以降の変更手数料として１件あたり25,000円を加算する。

別紙1-1　技術基準適合証明手数料(申込設備の提出がある場合)
免許不要局(第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称		証明料	特性試験
第3号	市民ﾗｼﾞｵ		64,000	190,000
第7号	ｺｰﾄﾞﾚｽ電話(注2)	親機		190,000
		子機		190,000
第8号	特定小電力無線局	1GHz以下		190,000
		1GHz～10GHz		190,000
		10GHz以上		450,000
第13号	小電力ｾｷｭﾘﾃｨ			190,000
第19号	2.4GHz帯高度化小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(2,400～2,483.5MHz)			190,000
第19号の2	2.4GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(2,471～2,497MHz)			190,000
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(模型飛行機の無線操縦用、2,400～2,483.5MHz)			190,000
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(模型飛行機の無線操縦用、2,471～2,497MHz)			190,000
第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ			190,000
第19号の3の2	5.6GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ			190,000
第19号の3の3	5GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(5210MHz又は5290MHzの周波数及び5530MHz又は5610MHzの周波数の電波を同時に使用するもの)			190,000
第19号の4	準ﾐﾘ波帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ			450,000
第19号の11	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局(空中線電力0.01ﾜｯﾄ以下)			190,000
第21号	時分割多元接続狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(狭帯域TDMA)	親機		260,000
		子機		260,000
第21号の2	時分割多元接続広帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(広帯域TDMA)	親機		260,000
		子機		260,000
第21号の3	時分割直交周波数分割多元接続ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(TDMA/OFDMA)	親機		260,000
		子機		260,000
第22号	PHS陸上移動局			260,000
第32号	狭域通信ｼｽﾃﾑ用陸上移動局			190,000
第33号の2	狭域通信ｼｽﾃﾑ用試験局			190,000
第47号	超広帯域無線ｼｽﾃﾑ			260,000
第47号の2	超広帯域無線ｼｽﾃﾑ(UWBﾚｰﾀﾞｰ)			450,000

(ア)　「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込みする場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額とする。

(イ)　「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は移動体検知ｾﾝｻｰ／ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

別紙1-2 技術基準適合証明手数料(申込設備の提出がある場合)
包括無線局(第38条の2第1項第2号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称	証明料	特性試験
第1号の4	MCA陸上移動局	64,000	190,000
第9号	Ku帯VSAT地球局		450,000
第9号の2	Ka帯VSAT地球局		450,000
第10号の2	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用陸上移動局		260,000
第11号	CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		260,000
第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		260,000
第11号の4	CDMA-2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		260,000
第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		260,000
第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		260,000
第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOﾏﾙﾁｷｬﾘｱ)移動局		260,000
第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)		260,000
第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		260,000
第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		260,000
第11号の17	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		260,000
第11号の19	LTE用陸上移動局		260,000
第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局		260,000
第11号の23	UMB用陸上移動局		260,000
第11号の25	ﾓﾊﾞｲﾙWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		260,000
第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		260,000
第14号	携帯移動衛星ﾃﾞｰﾀ通信用地球局(対地静止)(ｵﾑﾆﾄﾗｯｸｽ)		450,000
第14号の2	携帯移動衛星ﾃﾞｰﾀ通信用地球局(非静止)(ｵｰﾌﾞｺﾑ)		260,000
第15号の2	加入者系多方向用移動局		450,000
第19号の9	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局		190,000
第19号の10	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)		190,000
第20号の2	800MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(陸上移動局)		190,000
第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)		260,000
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(ｲﾘｼﾞｳﾑ)		260,000
第30号	ｲﾝﾏﾙｻｯﾄ携帯移動地球局		260,000
第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		450,000
第31号	ﾙｰﾗﾙ加入者無線		190,000
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		450,000
第39号	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49条の15の2第1項)		190,000
第46号	航空移動衛星通信ｼｽﾃﾑ		260,000
第51号	WiMAX用陸上移動局		260,000
第52号	MBTDD-W用陸上移動局		260,000
第54号	次世代PHS用陸上移動局		260,000
第56号	MBTDD 625K用陸上移動局		260,000

別紙1-3 技術基準適合証明手数料(申込設備の提出がある場合)
その他の無線局(第38条の2第1項第3号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称	証明料	特性試験
第1号の4	MCA(指令局)	64,000	220,000
第1号の9	SSB		220,000
第1号の10	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ		220,000
第1号の11	F3E等		220,000
第1号の12	特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ		220,000
第1号の12の2	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ		220,000
第1号の13	海上用DSB		220,000
第1号の14	SSB		220,000
第1号の15	F3E等		220,000
第2号	無線標定		480,000
第2号の2	ﾗｼﾞｵ・ﾌﾞｲ		220,000
第3号	市民ﾗｼﾞｵ		220,000
第3号の2	気象援助局		220,000
第4号	ﾊﾟｰｿﾅﾙ		220,000
第4号の2	簡易無線		220,000
第4号の4	無線操縦用簡易無線		220,000
第4号の5	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ簡易無線		220,000
第4号の6	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ簡易無線(ｷｬﾘｱｾﾝｽ付)		220,000
第4号の7	950MHz帯簡易無線局		220,000
第5号	50GHz帯CR		480,000
第6号	構内無線		220,000
第6号の2	920MHz帯構内無線(ｷｬﾘｱｾﾝｽ付)		220,000
第6号の3	2450MHz 帯構内無線(周波数ﾎｯﾋﾟﾝｸﾞ方式)		220,000
第10号の3	TDMA方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の2	CDMA方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の2の2	CDMA方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第11号の2の3	CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		310,000
第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		310,000
第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		310,000
第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		310,000
第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		310,000
第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等		310,000
第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等		310,000
第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等		310,000
第11号の20	LTE用基地局等		310,000
第11号の20の2	LTE用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		310,000
第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等		310,000
第11号の24	UMB用基地局等		310,000
第11号の27	ﾓﾊﾞｲﾙWiMAX(2GHzTDD)用基地局等		310,000
第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		310,000

種別 第2条第1項	略称	証明料	特性試験
第12号	ｱﾏﾁｭｱ無線局	64,000	310,000
第15号	加入者系多方向用基地局		480,000
第15号の3	加入者系対向用移動局		480,000
第16号	ﾃﾚﾒｰﾀ用等の固定局		220,000
第17号	非常警報用固定局		220,000
第18号	22GHz帯固定局		480,000
第19号の5	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用基地局		220,000
第19号の6	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用基地局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)		220,000
第19号の7	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動中継局		220,000
第19号の8	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動中継局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)		220,000
第20号	1500MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ指令局)		220,000
第20号の2	800MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ指令局)		220,000
第23号	PHS基地局		310,000
第23号の2	PHS中継局		310,000
第23号の3	PHS試験局等		310,000
第24号	38GHz帯固定局		480,000
第25号	RZSSB		220,000
第25号の2	周波数自動選択RZSSB		220,000
第25号の3	周波数追従RZSSB		220,000
第25号の4	狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ		220,000
第25号の5	周波数自動選択狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ		220,000
第25号の6	周波数追従狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ		220,000
第26号	車両感知用無線標定陸上局		480,000
第27号	道路交通情報ﾋﾞｰｺﾝ		220,000
第28号の3	設備規則第48項第1項のﾚｰﾀﾞｰ(第3種ﾚｰﾀﾞｰ)		220,000
第29号	設備規則第48項第4項のﾚｰﾀﾞｰ(第4種ﾚｰﾀﾞｰ)		220,000
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		480,000
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		480,000
第33号	狭域通信ｼｽﾃﾑ用基地局		220,000
第38号	市町村ﾃﾞｼﾞﾀﾙ防災無線通信用固定局		220,000
第40号	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		220,000
第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割復信方式又は時分割復信方式)		480,000
第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)		480,000
第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6Mbps以上)		480,000
第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		480,000
第45号	18GHz帯公共業務固定局		480,000
第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		310,000
第49号	WiMAX用基地局等		310,000
第50号	MBTDD-W用陸上移動局		310,000
第52号の2	WiMAX用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		310,000
第53号	次世代PHS用基地局等		310,000
第54号の2	次世代PHS用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局		310,000
第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		310,000
第55号	MBTDD 625K用基地局等		310,000
第57号	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送のｷﾞｬｯﾌﾟﾌｨﾗｰ		310,000
第57号の2	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送のｷﾞｬｯﾌﾟﾌｨﾗｰ（CATV網等接続型）		310,000
第58号	簡易型船舶自動識別装置		220,000
第59号	国際VHF(固定型)		220,000
第60号	国際VHF(携帯型)		220,000
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		310,000

種別 第2条第1項	略称	証明料	特性試験
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	64,000	310,000

別紙2-1　特定無線設備の工事設計についての認証手数料

免許不要局(第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称		特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第3号	市民ﾗｼﾞｵ		450,000	260,000
第7号	ｺｰﾄﾞﾚｽ電話	親機	450,000	260,000
		子機	450,000	260,000
第8号	特定小電力無線局	1GHz以下	430,000	200,000
		1GHz～10GHz	430,000	200,000
		10GHz以上	710,000	260,000
第13号	小電力ｾｷｭﾘﾃｨ		450,000	260,000
第19号	2.4GHz帯高度化小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(2,400～2,483.5MHz)		380,000	180,000
第19号の2	2.4GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(2,471～2,497MHz)		380,000	180,000
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(模型飛行機の無線操縦用、2,400～2,483.5MHz)		380,000	180,000
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(模型飛行機の無線操縦用、2,471～2,497MHz)		380,000	180,000
第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ		430,000	200,000
第19号の3の2	5.6GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ		430,000	200,000
第19号の3の3	5GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(5210MHz又は5290MHzの周波数及び5530MHz又は5610MHzの周波数の電波を同時に使用するもの)		430,000	200,000
第19号の4	準ﾐﾘ波帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ		710,000	200,000
第19号の11	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局(空中線電力0.01ﾜｯﾄ以下)		430,000	200,000
第21号	時分割多元接続狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(狭帯域TDMA)	親機	540,000	260,000
		子機	540,000	260,000
第21号の2	時分割多元接続広帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(広帯域TDMA)	親機	540,000	260,000
		子機	540,000	260,000
第21号の3	時分割直交周波数分割多元接続ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(TDMA/ OFDMA)	親機	540,000	260,000
		子機	540,000	260,000
第22号	PHS陸上移動局		540,000	260,000
第32号	狭域通信ｼｽﾃﾑ用陸上移動局		450,000	260,000
第33号の2	狭域通信ｼｽﾃﾑ用試験局		450,000	260,000
第47号	超広帯域無線ｼｽﾃﾑ		540,000	260,000
第47号の2	超広帯域無線ｼｽﾃﾑ(UWBﾚｰﾀﾞｰ)		710,000	260,000

(ア)　「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込みする場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額とする。

(イ)　「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は移動体検知ｾﾝｻｰ／ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

別紙2-2　特定無線設備の工事設計についての認証手数料
包括無線局(第38条の2第1項第2号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第1号の4	MCA陸上移動局	450,000	260,000
第9号	Ku帯VSAT地球局	710,000	260,000
第9号の2	Ka帯VSAT地球局	710,000	260,000
第10号の2	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用陸上移動局	580,000	260,000
第11号	CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	580,000	260,000
第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	580,000	260,000
第11号の4	CDMA-2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	580,000	260,000
第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	580,000	260,000
第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	580,000	260,000
第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOﾏﾙﾁｷｬﾘｱ)移動局	580,000	260,000
第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	580,000	260,000
第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の17	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の19	LTE用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の23	UMB用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の25	ﾓﾊﾞｲﾙWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	580,000	260,000
第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	580,000	260,000
第14号	携帯移動衛星ﾃﾞｰﾀ通信用地球局(対地静止)(ｵﾑﾆﾄﾗｯｸｽ)	710,000	260,000
第14号の2	携帯移動衛星ﾃﾞｰﾀ通信用地球局(非静止)(ｵｰﾌﾞｺﾑ)	580,000	260,000
第15号の2	加入者系多方向用移動局	710,000	260,000
第19号の9	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局	430,000	200,000
第19号の10	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)	430,000	200,000
第20号の2	800MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(陸上移動局)	450,000	260,000
第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)	580,000	260,000
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(ｲﾘｼﾞｳﾑ)	580,000	260,000
第30号	ｲﾝﾏﾙｻｯﾄ携帯移動地球局	580,000	260,000
第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	710,000	260,000
第31号	ﾙｰﾗﾙ加入者無線	450,000	260,000
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	710,000	260,000
第39号	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49条の15の2第1項)	450,000	260,000
第46号	航空移動衛星通信ｼｽﾃﾑ	580,000	260,000
第51号	WiMAX用陸上移動局	580,000	260,000
第52号	MBTDD-W用陸上移動局	580,000	260,000
第54号	次世代PHS用陸上移動局	580,000	260,000
第56号	MBTDD 625K用陸上移動局	580,000	260,000

別紙2-3　特定無線設備の工事設計についての認証手数料

その他の無線局(第38条の2第1項第3号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第1号の4	MCA(指令局)	500,000	260,000
第1号の9	SSB	500,000	260,000
第1号の10	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	500,000	260,000
第1号の11	F3E等	500,000	260,000
第1号の12	特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ	500,000	260,000
第1号の12の2	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ	500,000	260,000
第1号の13	海上用DSB	500,000	260,000
第1号の14	SSB	500,000	260,000
第1号の15	F3E等	500,000	260,000
第2号	無線標定	760,000	260,000
第2号の2	ﾗｼﾞｵ・ﾌﾞｲ	500,000	260,000
第3号	市民ﾗｼﾞｵ	500,000	260,000
第3号の2	気象援助局	500,000	260,000
第4号	ﾊﾟｰｿﾅﾙ	500,000	260,000
第4号の2	簡易無線	500,000	260,000
第4号の4	無線操縦用簡易無線	500,000	260,000
第4号の5	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ簡易無線	500,000	260,000
第4号の6	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ簡易無線(ｷｬﾘｱｾﾝｽ付)	500,000	260,000
第4号の7	950MHz帯簡易無線局	500,000	260,000
第5号	50GHz帯CR	760,000	260,000
第6号	構内無線	500,000	260,000
第6号の2	920MHz帯構内無線(ｷｬﾘｱｾﾝｽ付)	500,000	260,000
第6号の3	2450MHz 帯構内無線(周波数ﾎｯﾋﾟﾝｸﾞ方式)	500,000	260,000
第10号の3	TDMA方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の2	CDMA方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の2の2	CDMA方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第11号の2の3	CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	590,000	260,000
第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	590,000	260,000
第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	590,000	260,000
第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	590,000	260,000
第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	590,000	260,000
第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	590,000	260,000
第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	590,000	260,000
第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	590,000	260,000
第11号の20	LTE用基地局等	590,000	260,000
第11号の20の2	LTE用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	590,000	260,000
第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	590,000	260,000
第11号の24	UMB用基地局等	590,000	260,000
第11号の27	ﾓﾊﾞｲﾙWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	590,000	260,000

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	590,000	260,000
第12号	ｱﾏﾁｭｱ無線局	590,000	260,000
第15号	加入者系多方向用基地局	760,000	260,000
第15号の3	加入者系対向用移動局	760,000	260,000
第16号	ﾃﾚﾒｰﾀ用等の固定局	500,000	260,000
第17号	非常警報用固定局	500,000	260,000
第18号	22GHz帯固定局	760,000	260,000
第19号の5	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用基地局	500,000	260,000
第19号の6	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用基地局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)	500,000	260,000
第19号の7	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動中継局	500,000	260,000
第19号の8	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動中継局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)	500,000	260,000
第20号	1500MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ指令局)	500,000	260,000
第20号の2	800MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ指令局)	500,000	260,000
第23号	PHS基地局	590,000	260,000
第23号の2	PHS中継局	590,000	260,000
第23号の3	PHS試験局等	590,000	260,000
第24号	38GHz帯固定局	760,000	260,000
第25号	RZSSB	500,000	260,000
第25号の2	周波数自動選択RZSSB	500,000	260,000
第25号の3	周波数追従RZSSB	500,000	260,000
第25号の4	狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	500,000	260,000
第25号の5	周波数自動選択狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	500,000	260,000
第25号の6	周波数追従狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	500,000	260,000
第26号	車両感知用無線標定陸上局	760,000	260,000
第27号	道路交通情報ﾋﾞｰｺﾝ	500,000	260,000
第28号の3	設備規則第48項第1項のﾚｰﾀﾞｰ(第3種ﾚｰﾀﾞ)	500,000	260,000
第29号	設備規則第48項第4項のﾚｰﾀﾞｰ(第4種ﾚｰﾀﾞ)	500,000	260,000
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	760,000	260,000
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	760,000	260,000
第33号	狭域通信ｼｽﾃﾑ用基地局	500,000	260,000
第38号	市町村ﾃﾞｼﾞﾀﾙ防災無線通信用固定局	500,000	260,000
第40号	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	500,000	260,000
第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割復信方式又は時分割復信方式)	760,000	260,000
第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)	760,000	260,000
第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6Mbps以上)	760,000	260,000
第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	760,000	260,000
第45号	18GHz帯公共業務固定局	760,000	260,000
第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	590,000	260,000
第49号	WiMAX用基地局等	590,000	260,000
第50号	MBTDD-W用陸上移動局	590,000	260,000
第52号の2	WiMAX用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	590,000	260,000
第53号	次世代PHS用基地局等	590,000	260,000
第54号の2	次世代PHS用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	590,000	260,000
第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	590,000	260,000
第55号	MBTDD 625K用基地局等	590,000	260,000
第57号	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送のｷﾞｬｯﾌﾟﾌｨﾗｰ	590,000	260,000
第57号の2	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送のｷﾞｬｯﾌﾟﾌｨﾗｰ（CATV網等接続型）	590,000	260,000
第58号	簡易型船舶自動識別装置	500,000	260,000
第59号	国際VHF(固定型)	500,000	260,000
第60号	国際VHF(携帯型)	500,000	260,000

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	590,000	260,000
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	590,000	260,000

別紙3-1　変更の工事(別表第3号2関係)

免許不要局(第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称		特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第3号	市民ﾗｼﾞｵ		350,000	160,000
第7号	ｺｰﾄﾞﾚｽ電話(注2)	親機	350,000	160,000
		子機	350,000	160,000
第8号	特定小電力無線局	13GHz未満	330,000	120,000
		13GHz以上	610,000	160,000
第13号	小電力ｾｷｭﾘﾃｨ		350,000	160,000
第19号	2.4GHz帯高度化小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(2,400～2,483.5MHz)		300,000	100,000
第19号の2	2.4GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ (2,471～2,497MHz)		300,000	100,000
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(模型飛行機の無線操縦用、2,400～2,483.5MHz)		300,000	100,000
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(模型飛行機の無線操縦用、2,471～2,497MHz)		300,000	100,000
第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ		300,000	100,000
第19号の3の2	5.6GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ		300,000	100,000
第19号の3の3	5GHz帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ(5210MHz又は5290MHzの周波数及び5530MHz又は5610MHzの周波数の電波を同時に使用するもの)		300,000	100,000
第19号の4	準ﾐﾘ波帯小電力ﾃﾞｰﾀ通信ｼｽﾃﾑ		550,000	100,000
第19号の11	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局(空中線電力0.01ﾜｯﾄ以下)		300,000	100,000
第21号	時分割多元接続狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(狭帯域TDMA)	親機	450,000	160,000
		子機	450,000	160,000
第21号の2	時分割多元接続広帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(広帯域TDMA)	親機	450,000	160,000
		子機	450,000	160,000
第21号の3	時分割直交周波数分割多元接続ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話(TDMA/OFDMA)	親機	450,000	160,000
		子機	450,000	160,000
第22号	PHS陸上移動局		450,000	160,000
第32号	狭域通信ｼｽﾃﾑ用陸上移動局		350,000	160,000
第33号の2	狭域通信ｼｽﾃﾑ用試験局		350,000	160,000
第47号	超広帯域無線ｼｽﾃﾑ		450,000	160,000
第47号の2	超広帯域無線ｼｽﾃﾑ(UWBﾚｰﾀﾞｰ)		610,000	160,000

注1. 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込みする場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額とする。

注2. 「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は移動体検知ｾﾝｻｰ／ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

別紙3-2　変更の工事(別表第3号2関係)
包括無線局(第38条の2第1項第2号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第1号の4	MCA陸上移動局	350,000	160,000
第9号	Ku帯VSAT地球局	610,000	160,000
第9号の2	Ka帯VSAT地球局	610,000	160,000
第10号の2	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用陸上移動局	480,000	160,000
第11号	CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	480,000	160,000
第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	480,000	160,000
第11号の4	CDMA-2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	480,000	160,000
第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	480,000	160,000
第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	480,000	160,000
第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOﾏﾙﾁｷｬﾘｱ)移動局	480,000	160,000
第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	480,000	160,000
第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の17	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の19	LTE用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の23	UMB用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の25	ﾓﾊﾞｲﾙWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	480,000	160,000
第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	480,000	160,000
第14号	携帯移動衛星ﾃﾞｰﾀ通信用地球局(対地静止)(ｵﾑﾆﾄﾗｯｸｽ)	610,000	160,000
第14号の2	携帯移動衛星ﾃﾞｰﾀ通信用地球局(非静止)(ｵｰﾌﾞｺﾑ)	480,000	160,000
第15号の2	加入者系多方向用移動局	610,000	160,000
第19号の9	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局	350,000	160,000
第19号の10	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)	350,000	160,000
第20号の2	800MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(陸上移動局)	350,000	160,000
第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)	480,000	160,000
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(ｲﾘｼﾞｳﾑ)	480,000	160,000
第30号	ｲﾝﾏﾙｻｯﾄ携帯移動地球局	480,000	160,000
第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	610,000	160,000
第31号	ﾙｰﾗﾙ加入者無線	350,000	160,000
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	610,000	160,000
第39号	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49条の15の2第1項)	350,000	160,000
第46号	航空移動衛星通信ｼｽﾃﾑ	480,000	160,000
第51号	WiMAX用陸上移動局	480,000	160,000
第52号	MBTDD-W用陸上移動局	480,000	160,000
第54号	次世代PHS用陸上移動局	480,000	160,000
第56号	MBTDD 625K用陸上移動局	480,000	160,000

別紙3-3 変更の工事(別表第3号2関係)
その他の無線局(第38条の2第1項第3号に定める特定無線設備)　　(単位:円)

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第1号の4	MCA(指令局)	400,000	160,000
第1号の9	SSB	400,000	160,000
第1号の10	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	400,000	160,000
第1号の11	F3E等	400,000	160,000
第1号の12	特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ	400,000	160,000
第1号の12の2	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ	400,000	160,000
第1号の13	海上用DSB	400,000	160,000
第1号の14	SSB	400,000	160,000
第1号の15	F3E等	400,000	160,000
第2号	無線標定	660,000	160,000
第2号の2	ﾗｼﾞｵ・ﾌﾞｲ	400,000	160,000
第3号	市民ﾗｼﾞｵ	400,000	160,000
第3号の2	気象援助局	400,000	160,000
第4号	ﾊﾟｰｿﾅﾙ	400,000	160,000
第4号の2	簡易無線	400,000	160,000
第4号の4	無線操縦用簡易無線	400,000	160,000
第4号の5	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ簡易無線	400,000	160,000
第4号の6	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ簡易無線(ｷｬﾘｱｾﾝｽ付)	400,000	160,000
第4号の7	950MHz帯簡易無線局	400,000	160,000
第5号	50GHz帯CR	660,000	160,000
第6号	構内無線	400,000	160,000
第6号の2	920MHz帯構内無線(ｷｬﾘｱｾﾝｽ付)	400,000	160,000
第6号の3	2450MHz 帯構内無線(周波数ﾎｯﾋﾟﾝｸﾞ方式)	400,000	160,000
第10号の3	TDMA方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の2	CDMA方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の2の2	CDMA方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第11号の2の3	CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	490,000	160,000
第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	490,000	160,000
第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	490,000	160,000
第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	490,000	160,000
第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	490,000	160,000
第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	490,000	160,000
第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	490,000	160,000
第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	490,000	160,000
第11号の20	LTE用基地局等	490,000	160,000
第11号の20の2	LTE用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	490,000	160,000
第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	490,000	160,000
第11号の24	UMB用基地局等	490,000	160,000
第11号の27	ﾓﾊﾞｲﾙWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	490,000	160,000
第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	490,000	160,000

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第12号	ｱﾏﾁｭｱ無線局	490,000	160,000
第15号	加入者系多方向用基地局	660,000	160,000
第15号の3	加入者系対向用移動局	660,000	160,000
第16号	ﾃﾚﾒｰﾀ用等の固定局	400,000	160,000
第17号	非常警報用固定局	400,000	160,000
第18号	22GHz帯固定局	660,000	160,000
第19号の5	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用基地局	400,000	160,000
第19号の6	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用基地局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)	400,000	160,000
第19号の7	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動中継局	400,000	160,000
第19号の8	5GHz帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ用陸上移動中継局(0.2ﾏｲｸﾛﾜｯﾄ以下)	400,000	160,000
第20号	1500MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ指令局)	400,000	160,000
第20号の2	800MHz帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙMCA(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ指令局)	400,000	160,000
第23号	PHS基地局	490,000	160,000
第23号の2	PHS中継局	490,000	160,000
第23号の3	PHS試験局等	490,000	160,000
第24号	38GHz帯固定局	660,000	160,000
第25号	RZSSB	400,000	160,000
第25号の2	周波数自動選択RZSSB	400,000	160,000
第25号の3	周波数追従RZSSB	400,000	160,000
第25号の4	狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	400,000	160,000
第25号の5	周波数自動選択狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	400,000	160,000
第25号の6	周波数追従狭帯域ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	400,000	160,000
第26号	車両感知用無線標定陸上局	660,000	160,000
第27号	道路交通情報ﾋﾞｰｺﾝ	400,000	160,000
第28号の3	設備規則第48項第1項のﾚｰﾀﾞｰ(第3種ﾚｰﾀﾞ)	400,000	160,000
第29号	設備規則第48項第4項のﾚｰﾀﾞｰ(第4種ﾚｰﾀﾞ)	400,000	160,000
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	660,000	160,000
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	660,000	160,000
第33号	狭域通信ｼｽﾃﾑ用基地局	400,000	160,000
第38号	市町村ﾃﾞｼﾞﾀﾙ防災無線通信用固定局	400,000	160,000
第40号	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	400,000	160,000
第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割復信方式又は時分割復信方式)	660,000	160,000
第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)	660,000	160,000
第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6Mbps以上)	660,000	160,000
第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	660,000	160,000
第45号	18GHz帯公共業務固定局	660,000	160,000
第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	490,000	160,000
第49号	WiMAX用基地局等	490,000	160,000
第50号	MBTDD-W用陸上移動局	490,000	160,000
第52号の2	WiMAX用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	490,000	160,000
第53号	次世代PHS用基地局等	490,000	160,000
第54号の2	次世代PHS用ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局	490,000	160,000
第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	490,000	160,000
第55号	MBTDD 625K用基地局等	490,000	160,000
第57号	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送のｷﾞｬｯﾌﾟﾌｨﾗｰ	490,000	160,000
第57号の2	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送のｷﾞｬｯﾌﾟﾌｨﾗｰ（CATV網等接続型）	490,000	160,000
第58号	簡易型船舶自動識別装置	400,000	160,000
第59号	国際VHF(固定型)	400,000	160,000
第60号	国際VHF(携帯型)	400,000	160,000

種別 第2条第1項	略称	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	490,000	160,000
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	490,000	160,000

別表第15 号

工事設計認証書
技術基準適合証明証書 再発行依頼書

年 月 日

株式会社 認証技術支援センター 殿

依頼者 住所

会社名

氏名 印

担当者名

電話番号

工事設計の認証書
下記、特定無線設備の技術基準適合証明証書 の再発行を依頼します。

記

特定無線設備の種別		
電波の型式、周波数及び空中線電力		
型式又は名称		
製造者名		
工事設計認証番号 技術基準適合証明番号		
認証をした年月日 技術基準適合証明をした年月日		
再発行希望理由		
証書の送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
請求書の送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

注1:不要の文字は、抹消すること。

別表第16 号

氏名又は名称等変更届出書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号　222-0033
住　　所　横浜市港北区新横浜 1－2－1
ファーストビル B1
氏　　名　株式会社 認証技術支援センター
代表取締役社長 張 于藍
電話番号　045-478-3365
登録番号　018
登録年月日　平成 25 年 10 月 3 日

電波法 第38条の5第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする事項
2 変更しようとする年月日
3 変更の理由

注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること

別表第17号

選 任 (解 任) 届 出 書

平成　年 月　日

総務大臣　殿

郵便番号　222-0033
住　　所　横浜市港北区新横浜1-2-1
　　ファーストビルB1
氏　　名　株式会社 認証技術支援センター
　　代表取締役社長 張 于藍
電話番号　045-478-3365
登録番号　018

　　第38 条の9 の規定により　　役 員
電波法　第38 条の24 第3 項において準用する同法第38 条の9 規定により、証明員を選任(解任)しましたので、下記のとおり届け出ます。

1 選任(解任)した役員(証明員)の氏名並びに証明員を選任した場合にあっては、その者が
　技術基準適合証明の業務
　工事設計認証の業務　　を行う事務所の名称及所在地
2 選任(解任)の理由
3 選任(解任)した年月日

注1 選任(解任)した役員(証明員)の氏名は、選任(解任)前及び選任(解任)後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

(改正平16第44号)

別表第17号の別紙

登録申請者(本人/法人の役員)の履歴書

（ふりがな）
1 氏名

2 生年月日

3 現住所

4 経歴

期　間 自 年月日 至 年月日	勤務先並びに職務内容又は業務内容

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏名　　印

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第18号

業 務 規 程 の 変 更 届 出 書

平成　年 月　日

総務大臣　殿

郵便番号　222-0033
住　　所　横浜市港北区新横浜1-2-1
ファーストビルB1
氏　　名　株式会社　認証技術支援センター
代表取締役社長　張　于藍
電話番号　045-478-3365
登録番号　018

第38条の10後段
電波法　第38条の24第3項において準用する同法第38条の10後段の規定により、変更後の業務規程を添えて、下記のとおり届け出ます。

1 変更しようとする事項
2 変更しようとする年月日
3 変更の理由

注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

（改正平16第44号）

別表第19号

業務の休止(廃止)の届出書

平成　年 月　日

総務大臣　殿

郵便番号　222-0033
住　　所　横浜市港北区新横浜1-2-1
ファーストビルB1
氏　　名　株式会社 認証技術支援センター
代表取締役社長 張 于藍
電話番号　045-478-3365
登録番号　018

電波法　第38条の16第1項の規定により
第38条の24第3項において準用する同法第38条の16第1項の規定により、
技術基準適合証明の業務　休止(廃止)したいので、
技術基準適合証明の業務及び設計認証の業務　を休止(廃止)したので、 下記のとおり
届け出ます。

休止(廃止)しようとする
1 休止(廃止)した　技術基準適合証明及び設計認証の業務の範囲

休止(廃止)しようとする　休止しようとする
2 休止(廃止)した　年月日及び 休止した　場合はその期間

3 休止(廃止)の理由

注1　不要の文字は、抹消すること。
2　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

(改正平16第44号)

別表第20号

試験方法の届出書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号　222-0033
住　　所　横浜市港北区新横浜1-2-1
ファーストビルB1
氏　　名　株式会社 認証技術支援センター
代表取締役社長 張 于藍
電話番号　045-478-3365
登録番号　018

総務省告示第88号(平成16年1月26日)に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項第　号の特性試験の試験方法について、別添のとおり届け出ます。

別表第21号

財務諸表等の閲覧申込書

年　月　日

株式会社　認証技術支援センター　殿

住　　所:
氏　　名:　　印
連 絡 先:
電話番号:

次のとおり財務諸表等の閲覧を申し込みます。

1.　情報公開の方法

閲覧 希望日時

年　月　日　　時　分

資料の写しの請求:　□ 有り, □ 無し

2. 閲覧の目的

以 上

【財務諸表等の閲覧申込書についての注意】

① 閲覧は、事務所内の所定の場所にて行います。

② 財務諸表等の写しに要した費用は実費を請求します。